

議案第26号 小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
	<p><u>(技術管理者の資格)</u></p> <p><u>第13条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門, 上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)</u></p> <p><u>(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当するものを除く。)であつて, 1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者</u></p> <p><u>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)<u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学, 薬学, 工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては, 土木工学。次号において同じ。)</u>若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後, 2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理</u></p>	追加

学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては，土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後，4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科，化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後，6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧

第13条 (略)

中等学校令に基づく中等学校において理学，工学，農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後，7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第14条 (略)

改正